

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは四捨五人)

※『派遣労働者の賃金の平均額』には、当社が負担する、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険等の社会保険料及び福利厚生費・通勤費等が含まれておりません。

・ 派遣労働者の数	148 名
・ 派遣先の数	41 社
・ マージン率	30 %
・ 教育訓練に関する事項	パソコントレーニング、ビジネスマナー
・ 派遣料金の平均額	22,016 円 (1 日 8 時間換算)
・ 派遣社員の賃金の平均額	15,408 円 (1 日 8 時間換算)